

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 通則</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 環境性能割</p> <p style="padding-left: 40px;">第1 課税標準</p> <p style="padding-left: 40px;">第2 申告納付及び納付義務の免除等</p> <p style="padding-left: 40px;">第3 道府県による賦課徴収</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 種別割</p> <p style="padding-left: 40px;">第1 税率等</p> <p style="padding-left: 40px;">第2 徴収等</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 80px;">第3節 連帯納税義務等</p> <p><u>1102 法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務</u></p> <p style="padding-left: 20px;">合併又は分割（以下この項において「合併等」という。）を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うものであること。（法10の3）</p> <p><u>1103 法人の分割に係る連帯納税の責任</u></p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 軽自動車税</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 80px;">第3節 連帯納税義務等</p> <p><u>1102 法人の分割に係る連帯納税の責任</u></p>

法人が分割（分社型分割を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人が、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度として、当該分割をした法人の地方税について連帯して納付し、又は納入する責任を負うものであること。（法10の4）

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

第4節 第二次納税義務

16 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務

納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社に事業を譲渡（その譲渡が滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より1年以上前にされているものを除く。）し、かつ、その譲受人が_____同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者のその事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人に対し、その譲受財産の価額の限度において、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の7、令5）

17 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、無償又は著しく低い額の対価による譲渡等の処分（地方団体の徴収金の法定納期限の1年前に譲渡等の処分が行われているものを除く。）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し又は義務を免れた者に対し、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社であるときは、これらの処分により受けた

法人が分割（分社型分割を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人が、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度として、当該分割をした法人の地方税について連帯して納付し、又は納入する責任を負うものであること。（法10の3）

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

第4節 第二次納税義務

16 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務

納税者又は特別徴収義務者が親族その他の特殊関係者 _____に事業を譲渡（その譲渡が滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より1年以上前にされているものを除く。）し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者のその事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人に対し、その譲受財産を限度として _____その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の7、令5）

17 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、無償又は著しく低い額の対価による譲渡等の処分（地方団体の徴収金の法定納期限の1年前に譲渡等の処分が行われているものを除く。）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し又は義務を免れた者に対し、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者 _____であるときは、これらの処分により受けた

利益の限度)において、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。(法11の8、令6)

18 軽自動車等の売主の第二次納税義務

(1) 法第444条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等(以下「所有権留付付軽自動車等」という。)については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額(現金販売価格)を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。(法11の9①、令6の2)

(2)～(5) 略

第2章 市町村民税

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第314条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4⑧)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をし

利益の限度)において、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。(法11の8、令6)

18 軽自動車等の売主の第二次納税義務

(1) 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等(以下「所有権留付付軽自動車等」という。)については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税を課することとされているが、当該買主が当該軽自動車等に対して課する軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額(現金販売価格)を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。(法11の9①、令6の2)

(2)～(5) 略

第2章 市町村民税

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第314条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4⑧)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をし

た場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年1月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2) 及び (3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

(2) 及び (3) 略

た場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年1月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2) 及び (3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

(2) 及び (3) 略

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 略

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

② 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

③ 略

(2)～(6) 略

第2章 市町村民税

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 略

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 換金性の高いプリペイドカード等

② 略

(2)～(6) 略

第2章 市町村民税

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項

の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292①IV)

(1)～(4) 略

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(措置法42の10②・⑥・⑦)

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(措置法42の11②・⑥・⑦)

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除
(中小企業者等に係る者を除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8③)

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑤・⑦)

(9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措置法42の12の2)

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑨)

の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292①IV)

(1)～(4) 略

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は
税額控除限度超過額の繰越控除(措置法42の10②・③・④・⑨・⑩・⑪)

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は
税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻
税額(措置法42の10⑤・⑫)

(7) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
又は税額控除限度超過額の繰越控除(措置法42の11②・③・④・⑨・⑩・⑪)

(8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
又は税額控除限度超過額の繰越控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによ
る取戻税額(措置法42の11⑤・⑫)

(9) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除
(中小企業者等に係る者を除く。)(措置法42の12②・⑤・⑥、法附則8③)

(10) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の2、法附則8⑤)

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑦)

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑩）

45の2 45(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(4)、(8)及び(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額

_____に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額

_____を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのⅢ）

(12) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑨）

45の2 45(4)及び(9)～(12)まで _____における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(4)、(10)及び(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から

当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合

にあつては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に

当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのⅢ）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（法附則第8条第2項に規定する中小連結親法人等（以下45の4及び45の6において「中小連結親法人等」という。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8②）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除_____（措置法68の14②・⑦・⑧）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除_____（措置法68の14の2②・⑥・⑦）

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15②・⑤・⑥、法附則8④）

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑥・⑧）

(9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措置法68の15の3）

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑩）

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑫）

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法292①IVのIV、令

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（連結法人（その連結親法人が中小連結親法人に該当するものに限る。以下(4)において同じ。）_____の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8②）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③・④・⑩・⑪・⑫）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の15②・③・④・⑨・⑩・⑪）

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等_____に係るものを除く。）（措置法68の15の2②・⑤・⑥、法附則8④）

(8) _____雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等_____に係るものを除く。）（措置法68の15の3、法附則8⑥）

(9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等_____に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑧）

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等_____に係るものを除く。）（措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑩）

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法292①IVのIV、令

45の3)

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑦）

(3)～(6) 略

45の6 45の4(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小連結親法人等

であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(4)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45の4(8)及び(10)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が45の4(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

48 保険業法に規定する相互会社（以下本節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法292④IVのVホ・312①、令45の5）

(1) 「総負債」には、税務計算上損金に算入されるか否かにかかわらず、相互会社はその決算上損金経理により計上した支払準備金、責任準備金、社員配当準備金、貸倒引当金、退職給与引当金、税金未払金等を含むものであること。ただし、相互会社の貸借対照表において負債として計上されている価格変動準備金については、その性格上総負債には含まれないものであること。

(2) 略

45の3)

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑫）

(3)～(6) 略

45の6 45の4(4)における中小連結親法人及び(7)から(10)までにおける中小

企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(4)における中小連結親法人に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45の4(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45の4(8)及び(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が45の4(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

48 保険業法に規定する相互会社（以下本節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法292④IVのVホ・312①、令45の5）

(1) 「総負債」には、税務計算上損金に算入されるか否かにかかわらず、相互会社はその決算上損金経理により計上した支払備金、責任準備金、社員配当準備金、貸倒引当金、退職給与引当金、税金未払金等を含むものであること。ただし、相互会社の貸借対照表において負債として計上されている価格変動準備金については、その性格上総負債には含まれないものであること。

(2) 略

48の4 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告における均等割の算定に用いる資本金等の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額とすること。（平成27年改正法附則15⑨）

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準であ

48の4 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告における均等割の算定に用いる資本金等の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）第1条の規定による改正前の法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額とすること。（平成27年改正法附則15⑨）

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準であ

る個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法321の8②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第7項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあっては、

る個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法321の8②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあっては、

法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8⑭)

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。(令48の13⑧)

(3)及び(4) 略

(5) 次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度

法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8⑭)

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の9を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。(令48の13⑧)

(3)及び(4) 略

(5) 次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度は__連結事業年度

イ 略

(6)～(10) 略

5 3 各事業年度又は各連結事業年度の開始の前日に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下5 3において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法3 2 1の8㉔・㉕～㉖）

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第1 3 5条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（令9の8・4 8の1 4）この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第1 3 5条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。（法人税法 1 3 5㉔）

(2)～(5) 略

5 4の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律（平成2 8年法律第 号）の施行の日から平成3 2年3月3 1日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第1 2号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下5 4の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第1 2号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第1 2号の7に規

イ 略

(6)～(10) 略

5 3 各事業年度又は各連結事業年度の開始の前日に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下5 3において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法3 2 1の8㉔・㉕～㉖）

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第1 3 5条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（令9の8・4 8の1 4）この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第1 3 5条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。（法人税法第1 3 5㉔）

(2)～(5) 略

定する連結親法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下54の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第7項から第12項までの規定による控除(以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 次に掲げる連結親法人又は連結子法人は、特定寄附金税額控除の適用を受けられないものであること。(法附則8の2の2⑩)

ア 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

イ 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

ウ 清算中の連結子法人

(2) 特定寄附金税額控除は、法第321条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額からのみ行うものであること。

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に外国税額、仮装経理に基づ

く過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15を乗じた額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限ること。また、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額が(3)の控除額の計算の基礎となること。

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について

租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

62 法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第22項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法321の8の2）

第4章 軽自動車税

第1節 通則

1 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車とは、それぞれ道路運送車両法（昭和26年法律第185号）にいう原動機付自転車（被けん引車を除く。）、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この章において「軽自動車等」という。）をいうものであり、したがって被けん引車に該当する原動機付自転車に対しては、軽自動車税を課するこ

租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

62 法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第22項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後においても当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法321の8の2）

第4章 軽自動車税

1 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車とは、それぞれ道路運送車両法（昭和26年法律第185号）にいう原動機付自転車（被けん引車を除く。）、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この章において「軽自動車等」という。）をいうものであり、したがって被けん引車に該当する原動機付自転車に対しては、軽自動車税を課するこ

とができないものであること。(法442IV～VII)

2 営業用の軽自動車とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいい、この具体的判定に当たっては、自動車検査証に事業用と記載されたものをいい、自家用の軽自動車とは、営業用の軽自動車以外の軽自動車をいうものであること。(法463の15①)

3 令第52条の18第1号に規定する「軽自動車に取り付けられる軽自動車の附属物」には、軽自動車の付属用品のうち通常軽自動車の取付用品といわれているものがこれに該当するものであること。また、同条第2号に規定する「特殊の用途にのみ用いられる軽自動車」とは、いわゆる特種用途軽自動車(検査対象軽自動車の車両番号の分類番号が80から89まで及び800から899までの軽自動車)をいい、当該軽自動車に装備されている特別な機械又は装置については、人又は物を運送するために用いられる物のみが軽自動車に含まれるものであること。(法442、令52の18)

4 法第443条第1項に規定する「主たる定置場」とは、軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所をいうものであり、その具体的認定に当たっては、明確な反証がない限り、次によるものとする。こと。(法443①)

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、その所有者(所有権留保付売買に係るものにあつては法第444条第1項の規定により所有者とみなされる買主をいう。以下同じ。)の住所地(その者が法人である場合においては、その使用の本拠とされる事務所の所在地とする。以下同じ。)にその主たる定置場があるものとして取り扱うこと。

(2) 及び(3) 略

5 略

6 3輪以上の軽自動車の取得者

(1) 環境性能割における3輪以上の軽自動車の取得者とは、3輪以上の軽自動車

とができないものであること。(法442)

2 _____ 「主たる定置場」とは、軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所をいうものであり、その具体的認定に当たっては、明確な反証がない限り、次によるものとする。こと。(法442の2①)

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、その所有者(所有権留保付売買に係るものにあつては法第442条の2第2項の規定により所有者とみなされる買主をいう。以下同じ。)の住所地(その者が法人である場合においては、その使用の本拠とされる事務所の所在地とする。以下同じ。)にその主たる定置場があるものとして取り扱うこと。

(2) 及び(3) 略

2の2 略

の所有権を取得した者をいうが、製造により自動車製造業者が取得した3輪以上の軽自動車及び自動車販売業者等が販売のために3輪以上の軽自動車を取得した場合については、これに含まないこととされているものであること。(法443

②、令52の19)

なお、これについては次の諸点に留意すること。

ア 自動車販売業者(以下「販売業者」という。)とは、自動車を販売することを業とする者をいい、自動車製造業者又は自動車修理業者が自動車を販売することを業とする場合には、これらの者もここにいう販売業者に含まれるものであること。

なお、中古車の販売をすることを業とする者は、すべて古物営業法第3条の許可を受けなければならないものとされていること。

イ 販売業者が販売のために取得した3輪以上の軽自動車とは、販売業者が商品として取得した3輪以上の軽自動車のことをいうものであること。したがって、販売業者が自己の使用に供するために取得した3輪以上の軽自動車は、販売のために取得した3輪以上の軽自動車に含まれないこと。

なお、販売業者が販売のために取得した3輪以上の軽自動車であっても、後日、自己の使用に供することとなったときは、3輪以上の軽自動車の取得者として環境性能割が課されるものであること。

ウ いわゆる下取りによって取得された中古車は、通常、販売業者が販売のために取得した3輪以上の軽自動車に該当するものであること。

エ 令第52条の19における運行の用に供されない3輪以上の軽自動車を例示すれば、次のような3輪以上の軽自動車であるが、これらの3輪以上の軽自動車に該当するかどうかは原則として自動車検査証の交付又は使用の届出の有無によって判定するよう取り扱うこと。

(ア) 自動車教習所の敷地内でのみ用いられる教習用の3輪以上の軽自動車

(イ) 工場等の敷地内でのみ用いられる3輪以上の軽自動車

(ウ) 展示用に、又は店舗として用いられる 3 輪以上の軽自動車

(エ) スクラップにされる 3 輪以上の軽自動車

(2) 3 輪以上の軽自動車の自動車検査証の交付又は軽自動車の使用の届出がされた場合には、3 輪以上の軽自動車が取得されたものと推定されるが、当該 3 輪以上の軽自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証の返納をした者が同一の 3 輪以上の軽自動車について自動車検査証の交付を受け、又は使用の届出をしたような場合には、新たに 3 輪以上の軽自動車が取得されたものではないことから、環境性能割は課税できないものであること。

7 みなす課税については、次の点に留意すること。

(1) 法第 4 4 4 条第 1 項に規定する「軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該軽自動車等について現実に使用又は収益をしている買主を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課するものとされていること。(法 4 4 4 ①)

(2) 法第 4 4 4 条第 2 項に規定する「前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたとき」とは、所有権留保付で売買され、買主への所有権の移転がなお完了していない軽自動車等について、①代金の残金は新買主が支払う、②代金の支払いの後の軽自動車等の使用収益は新買主が行う、③代金の残金の支払いが完了すれば、売主から新買主に所有権が移転する形態等の契約によって買主の変更が行われる場合をいうものであること。

第 2 節 環境性能割

第 1 課税標準

8 環境性能割の課税標準である 3 輪以上の軽自動車の通常の取得価額とは、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額をいうものであるが、次の点に留意すること。(法 4 5 0)

(1) 最初の車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受ける 3 輪

3

「軽自動車等の売買があつた場合において、_____売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているとき」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該軽自動車等について現実に使用又は収益をしている買主を_____所有者とみなして、軽自動車税を課するものとされていること。(法 4 4 2 の 2 ②)

以上の軽自動車（いわゆる新車をいう。）については、当該3輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従って販売業者等から取得するとした場合における対価として支払うべき金額をいうものであり、その算定に当たっては、下取り車の有無や契約の方法（割賦販売契約等）にかかわらないものであること。

なお、いわゆる公表小売価格のある3輪以上の軽自動車については、現実の取引価額（実勢価額）が、公表小売価格を若干下回っていることが通例であることに留意すること。

(2) 初回車両番号指定を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車（いわゆる中古車をいう。）については、初回車両番号指定からの経過年数や使用状況等により同種の3輪以上の軽自動車であっても取引価額が異なることから、(1)に基づき算定した当該3輪以上の軽自動車が初回車両番号指定を受けたときにおける通常の取得価額に、初回車両番号指定からの経過年数に応じて別に総務大臣が定める割合を乗じることとしていること。

(3) 取得された3輪以上の軽自動車について、令第52条の18に規定する「軽自動車の付加物」に該当しない付属物があるときは、当該付属物の価額は課税標準には算入されないものであること。

第2 申告納付及び納付義務の免除等

9 環境性能割の徴収方法が申告納付とされているのは、軽自動車検査協会における車両番号の指定等の手続の際に原則として環境性能割の課税関係の事務をすべて終了させることによって、徴収の簡素化及び納税者の便宜を図るためであること。（法453）

10 3輪以上の軽自動車の取得がされる場合には通常車両番号の指定等がされるものであるから、環境性能割の申告納付期限は車両番号の指定等を基準として定められているのであるが、次の点に留意すること。（法454）

(1) 次に掲げる場合は、いずれも法第454条第1項第1号に該当し、自動車検査証の交付又は使用の届出の時が申告納付期限となるものであること。

- ア 自動車検査証の交付又は使用の届出のされていない3輪以上の軽自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合
- イ 自動車検査証の交付又は使用の届出のされていない3輪以上の軽自動車について販売業者等が自動車検査証の交付を受け、又は使用の届出をした場合
- ウ 3輪以上の軽自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合

(2) 次に掲げる場合は、法第454条第1項第2号に該当し、自動車検査証の記入又は軽自動車届出済証の記入の時が申告納付期限となるものであること。

- ア 既に自動車検査証の交付又は使用の届出のされている3輪以上の軽自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合
- イ 所有権留保付売買に係る3輪以上の軽自動車について買主の変更があった場合

1.1 環境性能割の徴収

(1) 環境性能割の証紙徴収の取扱方法としては、環境性能割の申告書に証紙を貼付する方法と、これに代えて環境性能割の申告書に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後環境性能割の申告書に納税済印を押す方法とあるが、申告窓口における納付の便宜の観点から、原則として申告書に証紙を貼付する方法によることと
していることに留意すること。

なお、証紙代金収納計器による払込みの方法は、納税義務者が証紙代金収納計器の取扱人に証紙の額面金額に相当する現金を支払って環境性能割の申告書に当該金額の表示を受けることにより、環境性能割を払い込むものであること。この場合、証紙代金収納計器の取扱人は、証紙代金収納計器の取扱いにつき市町村長の承認を受けた者とし、証紙代金収納計器により表示することができる金額を市町村に納付するとともに、当該金額を限度として証紙代金収納計器を取り扱うものであること。

(2) 証紙徴収の方法による場合の経理その他の手続については次によること。

ア 納税義務者の租税債務は、証紙が市町村の印で消されたとき、証紙代金収納計器によって金額を表示させた申告書が受理されたとき又は納税済印の押印を受けたときに履行されたものとするものであること。

イ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金で納付する場合に小切手による納付を受けるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に掲げる小切手に該当し、その支払地が軽自動車検査協会の所在地であり、その提示期間の到来しているものであって、かつ、支払いが確実であると認められるものに限り納付を認めるものとすること。

ウ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに過誤納があった場合は、当該過誤納に係る現年度の還付金は、一般会計より歳入戻出するものとし、還付加算金は一般会計の歳出から支出するものとすること。

1.2 報告

3輪以上の軽自動車の取得者で納税義務者以外の者についても、法第454条第2項で定めるところにより報告書を提出しなければならないこととされているが、これは、通常の取得価額が免税点以下である3輪以上の軽自動車を取得した者及び非課税とされる3輪以上の軽自動車を取得した者についてその旨の確認をするためのものであること。（法454②）

1.3 納付義務の免除

3輪以上の軽自動車の返還があった場合の環境性能割の還付又は納付義務の免除については、次の点に留意すること。

(1) 法第459条の規定による納付義務の免除等は、同条第1項の規定に該当する3輪以上の軽自動車の返還があった場合にはすべて適用されるものであり、それが売買契約の解除によるものであると、単なる3輪以上の軽自動車の取換えであるとを問わないものであること。

なお、3輪以上の軽自動車の売買契約が解除された場合であっても、同条第1

項に規定する場合に該当しない限り、同条の課税免除の適用はないものであること。

(2) 課税免除されるのは、返還の理由が専ら販売業者の責めに帰すべき場合であり、買主の使用が適正でないことにより性能が良好でなくなったような場合は、これに含まれないものであること。

(3) 既に納付されている税額を還付する場合は、その還付する金額に還付加算金を加算しないものであること。

第3 道府県による賦課徴収

14 軽自動車税の環境性能割については、当分の間、定置場所在道府県が賦課徴収等を行うこととしているが、次の諸点に留意すること。

(1) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、徴収の便宜や納税者の利便性、市町村の事務負担等を考慮し、当分の間、定置場所在道府県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととしていること。(法附則29の9①)

(2) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、当分の間、定置場所在道府県が行うものであるが、軽自動車税の環境性能割は、他の市町村税と同様、法律の定めるところによって、税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について当該市町村の条例で定めることにより課する市町村税であることから、当該市町村の税条例等において、納税義務者や課税標準、税率などの規定を設けることにより、納税義務者が負うこととなる税負担を明確にする必要があること。

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。(法附則29の10、平成28年改正法附則20②)

(1) 道府県が行う減免に関する事務への影響や、納税者の混乱を招かないようにする観点から、減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、当分の間、道府県内の市町村で同一のものとすることが望ましいと考えられること。

- (2) 市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならないこと。
- (3) 軽自動車税の環境性能割の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、道府県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象となる登録車の範囲との整合性にも留意し、協議すること。
- (4) 法附則第29条の10の施行日前においても、定置場所在市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定する場合には、定置場所在道府県の知事への協議等必要な手続その他の行為を行うことができるものとする経過措置を設けていること。
- 16 軽自動車税の環境性能割に関する不申告に関する過料については、徴収委託の対象とはならず、市町村が条例で過料を科する旨の規定を定めた場合に限り、科することができるものであること。
- 17 軽自動車税の環境性能割に係る申告書を提出する義務がある者は、環境性能割の課税標準額及び環境性能割額等を記載した申告書を、定置場所在道府県の知事に提出するものであること。その際の申告書の様式については、施行規則第33号の4様式に準じて、定置場所在道府県において適切に定める必要があること。(法附則29の11)
- 18 定置場所在道府県に軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があった場合には、定置場所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を当該納付のあった月の翌々月の末日までに定置場所在市町村に払い込むものとしていること。定置場所在市町村に払い込むまでの間における軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の取扱いについては、歳入歳出外現金に繰り入れてこれを保管するものとし、軽自動車税の環境性能割を証紙徴収の方法によって徴収した場合における証紙売りさばき代金についても、歳入歳出外現金として取り扱うこと。

また、定置場所在市町村における払込金の歳入年度については、納税義務者が定置場所在道府県に納付した日の属する年度ではなく、定置場所在道府県から定置場所在市町村に対して払込みがあった日の属する年度の歳入となること。（法附則 29 の 1 2 ②）

19 軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付については、当分の間、定置場所在道府県が、自動車税の環境性能割の還付の例により、行わなければならないものであるが、この場合において、軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付又は充当については、当該年度前の各年度において収入されたものについてのみ定置場所在道府県の予算を通じて支出すべきものであり、現年度において収入したものに係るものについては定置場所在道府県が保管する歳入歳出外現金から支出すべきものであること。（法附則 29 の 1 3）

20 定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、以下の金額の合算額を、徴収取扱費として定置場所在道府県に交付しなければならないものであること。

(1) 軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に 100 分の 5 を乗じて得た金額

(2) 定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を法第 17 条又は第 17 条の 2 の規定により定置場所在道府県が還付し、又は充当した場合における過誤納金に相当する金額

(3) 法第 17 条の 4 の規定により定置場所在道府県が加算した (2) の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

なお、(2)における徴収取扱費の算定の基礎となる過誤納金に係る還付又は充当金額は、道府県がその予算を通じて支出した場合における当該還付金に相当する金額に限定されるものであること。（法附則 29 の 1 6）

第 3 節 種別割

第 1 税率等

2 1 種別割 の税率は、軽自動車等の種別により区分を設け、原動機付自転車については、さらにその総排気量又は定格出力の区分に応じて異なるものとされているが、これらの区分は、通常その車体に取り付けられている型式認定番号標の有無及びその表示内容によって判定することができるものであること。（法4 6 3の1 5①）

2 2 法第4 6 3条の1 5第1項第1号ニに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室（3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。）を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーがこれに該当するものであること。（法4 6 3の1 5①I、規則1 5の1 5）

2 3 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この章において「車両番号の指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割については、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下この章において「平成26年改正法」という。）附則第15条第1項の表各項により読み替えられた法第4 6 3条の1 5第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。（法4 6 3の1 5①、平成26年改正法附則15①）

2 4（1）市町村は、標準税率が規定されていない軽自動車等又は標準税率の区分により難い軽自動車等については、軽自動車等の用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、種別割の税率を定めることがで

4 軽自動車税の税率は、軽自動車等の種別により区分を設け、原動機付自転車については、さらにその総排気量又は定格出力の区分に応じて異なるものとされているが、これらの区分は、通常その車体に取り付けられている型式認定番号標の有無及びその表示内容によって判定することができるものであること。（法4 4 4①）

5 法第4 4 4条第1項第1号ニに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室（3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。）を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーがこれに該当するものであること。（法4 4 4①I、規則1 5の8）

6 「営業用」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいい、この具体的判定に当たっては、自動車検査証に事業用と記載されたものをいい、「自家用」とは、「営業用」の軽自動車以外の軽自動車をいうものであること。（法4 4 4①）

7 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この章において「車両番号の指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下この章において「平成26年改正法」という。）附則第15条第1項の表「新法第4 4 4条第1項第2号ロ」の項及び同表「新法第4 4 4条第1項第2号ハ」の項により読み替えられた法第4 4 4条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。（法4 4 4①、平成26年改正法附則15①）

8（1）市町村は、標準税率が規定されていない軽自動車等又は標準税率の区分により難い軽自動車等については、軽自動車等の用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることがで

きるものであるが、ここでいう「その他の軽自動車等の諸元」とは、用途、総排気量、定格出力のほか、軽自動車等の構造（長さ、幅、高さ等）、装置等軽自動車等を構成している諸要素をいうものであり、具体的には、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条第2項第1号に規定する諸元表に掲げる項目がこれに該当するものであること。また、その税率の設定に当たっては、他の区分に係る種別割の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法463の15③）

(2) 小型特殊自動車で農耕作業用のものについては、その構造及び用途からみて、道路において運行の用に供される場合が一般的に少ないと認められることにかんがみ、これらの軽自動車等に係る種別割の負担を軽減するよう税率を定めることが適当であること。なお、この場合も、他の区分に係る種別割の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法463の15③）

第2 徴収等

2.5 略

2.6 所有権留保付軽自動車等については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして種別割を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、市町村長は、売主に対して当該市町村の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知り得ている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法463の19②）

なお、その円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

2.7 道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車及び2輪の小型自動車については、徴収の確保を図るため、同法第62条の規定による継続検査にお

きるものであるが、ここでいう「その他の軽自動車等の諸元」とは、用途、総排気量、定格出力のほか、軽自動車等の構造（長さ、幅、高さ等）、装置等軽自動車等を構成している諸要素をいうものであり、具体的には、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条第2項第1号に規定する諸元表に掲げる項目がこれに該当するものであること。また、その税率の設定に当たっては、他の区分に係る軽自動車税の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法444③）

(2) 小型特殊自動車で農耕作業用のものについては、その構造及び用途からみて、道路において運行の用に供される場合が一般的に少ないと認められることにかんがみ、これらの軽自動車等に係る軽自動車税の負担を軽減するよう税率を定めることが適当であること。なお、この場合も、他の区分に係る軽自動車税の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法444③）

9 略

1.0 所有権留保付軽自動車等については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、市町村長は、売主に対して当該市町村の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知り得ている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法447②）

なお、その円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

1.1 道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車及び2輪の小型自動車については、徴収の確保を図るため、同法第62条の規定による継続検査にお

いて自動車検査証の返付を受けようとする際、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の使用者は、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に種別割____の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会に、2輪の小型自動車にあつては地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）が自動車検査証の返付をしないものとされているのであるが、「現に種別割____の滞納がないことを証するに足る書面」とは当該検査対象軽自動車若しくは2輪の小型自動車に係る滞納がない旨の証明書（以下「納税証明書」という。）又は種別割の領収証書をいうものであること。

なお、納税証明書の取扱いについては、次の点に留意し、関係機関とも協議の上運用の円滑を期するものとする。

(1) 納税証明書の様式については、種別割____が完納済である旨の確認について国土交通省当局からの希望もあり、全国的に統一することが望ましいと考えられるので、別途「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」（平成22年3月30日総税市第17号）によられたいこと。

(2) 納税証明書の交付手数料については、納税証明書の交付が種別割____の徴収の確保の必要上行われるものであることにかんがみ、これを徴収しないものとされたいこと。

2.8 軽自動車及び2輪の小型自動車に係る種別割____の申告書等の取りまとめ、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類の閲覧、各市町村と地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）その他関係機関又は関係団体との間の事務の連絡調整等各市町村における種別割____に関する事務は、同税の賦課徴収の円滑を期するため、道府県単位で統一的行うことが適当であること。

2.9 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を

いて自動車検査証の返付を受けようとする際、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の使用者は、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会に、2輪の小型自動車にあつては地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）が自動車検査証の返付をしないものとされているのであるが、「現に軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面」とは当該検査対象軽自動車若しくは2輪の小型自動車に係る滞納がない旨の証明書（以下「納税証明書」という。）又は軽自動車税領収証書をいうものであること。

なお、納税証明書の取扱いについては、次の点に留意し、関係機関とも協議の上運用の円滑を期するものとする。

(1) 納税証明書の様式については、軽自動車税が完納済である旨の確認について国土交通省当局からの希望もあり、全国的に統一することが望ましいと考えられるので、別途「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」（平成22年3月30日総税市第17号）によられたいこと。

(2) 納税証明書の交付手数料については、納税証明書の交付が軽自動車税の徴収の確保の必要上行われるものであることにかんがみ、これを徴収しないものとされたいこと。

1.2 軽自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の申告書等の取りまとめ、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類の閲覧、各市町村と地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）その他関係機関又は関係団体との間の事務の連絡調整等各市町村における軽自動車税に関する事務は、同税の賦課徴収の円滑を期するため、道府県単位で統一的行うことが適当であること。

1.3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を

受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに係る平成29年度分の種別割については、法附則第30条第1項から第3項までの規定により読み替えられた法第463条の15第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。したがって、平成28年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車についても、排出ガス性能等を求めるため、窒素酸化物の排出量及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率等を把握する必要があること。なお、平成28年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車にかかる上記の特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については、平成28年度分ではなく平成29年度分の種別割に適用されること。（法附則30③・④・⑤）

30 3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割については、法附則第30条第1項の規定により読み替えられた法第463条の15第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。したがって、3輪以上の軽自動車については、経過年数を求めるため、初めて車両番号の指定を受けた月（初度検査年月）を把握する必要があること。（法463の15①、附則30①）

31 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割については、平成26年改正法附則第15条第1項の表の各項目において法附則第30条第1項の表の中欄に掲げる税率が同表の下欄に掲げる税率に読み替えられ、当該

税率が標準税率として適用されること。（法463の15①、附則30①、平成26年改正法附則15①）

32 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用

受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに係る平成28年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項から第3項までの規定により読み替えられた法第444条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。したがって、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車については、排出ガス性能等を求めるため、窒素酸化物の排出量及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率等を把握する必要があること。なお、平成27年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車にかかる上記の特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については、平成27年度分ではなく平成28年度分の軽自動車税に適用されること。（法附則30①・②・③（平成28年4月1日時には、法附則30③・④・⑤））

14 3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項の規定により読み替えられた法第444条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。したがって、3輪以上の軽自動車については、経過年数を求めるため、初めて車両番号の指定を受けた月（初度検査年月）を把握する必要があること。（法444①、附則30①）

15 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、平成26年改正法附則第15条第1項の表「28年新法附則第30条第1項の表第444条第1項第2号ロの項」の項及び同表「28年新法附則第30条第1項の表第444条第1項第2号ハの項」の項により法附則第30条第1項の表の中欄に掲げる税率が読み替えられ、同表の下欄に掲げる税率が標準税率として適用されること。（法444①、附則30①、平成26年改正法附則15①）

16 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用

いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。）により走行するものをいうものであること。（法附則30①、則附則8の3の3①）

33 略

第9章 目的税

3 事業所税に関する事項

(1)～(4) 略

(5) 非課税

ア及びイ 略

ウ 一般ガス導管事業又はガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるものについては、事業所税を課税することができないこととされているのであるが、ガス製造事業を営む納税義務者について、当該納税義務者が営むガス製造事業が非課税の適用を受ける事業であるかどうかの確認は、原則としてガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十六条第二項に規定する供給区域の図面等又は同法第七十二条第二項に規定する書類により行われることが適当であること。（法701の34③XVII）

エ 略

オ 略

(6)～(9) 略

いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。）により走行するものをいうものであること。（法附則30①、則附則8の3の3②）

17 略

第9章 目的税

3 事業所税に関する事項

(1)～(4) 略

(5) 非課税

ア及びイ 略

ウ 略

エ 略

(6)～(9) 略